

彩の国プラチナフェスティバル開催費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 埼玉県は、彩の国プラチナフェスティバル(以下「フェスティバル」という。)の円滑な運営を図るとともに、高齢者の社会参加の促進と生きがいの増進を図るため、「フェスティバル」を開催する公益財団法人いきいき埼玉(以下「いきいき埼玉」という。)に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金対象事業等)

第2条 補助金交付の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) フェスティバルの運営に必要な企画及び推薦に関すること
- (2) フェスティバルの開催に関すること
- (3) 協賛事業に関すること
- (4) その他フェスティバルの実施に関し、必要な事項に関すること

(補助金対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、前条に掲げる事業実施に要する経費とする。

(補助額)

第4条 補助金の額は、前条の補助対象経費について、いきいき埼玉が要する経費の範囲内において知事の定める額とする。

(申請書の様式等)

第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、知事が別に定めるものとし、その提出部数は1部とする。

(記載事項)

第6条 規則第4条第2項第1号から第3号までに掲げる事項は、記載することを要しない。

(交付決定通知書の様式)

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(交付の方法)

第7条の2 この補助金は、概算払いで交付することができるものとする。

(状況報告)

第8条 いきいき埼玉の代表者は、知事の要求があったときは、補助事業の進行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(報告書の様式等)

第9条 規則第13条の報告書の様式は、様式第3号のとおりとする。

2 規則第13条の報告書は、事業終了後30日以内又は当該年度末のいずれか早い日までに提出することとし、その提出部数は1部とする。

(書類の整備等)

第10条 いきいき埼玉は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等について証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年3月1日から適用する。

附 則
この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則
この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

様式第 1 号

彩の国プラチナフェスティバル開催費等補助金交付申請書

第 号
年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

公益財団法人 いきいき埼玉
理事長

下記により彩の国プラチナフェスティバル開催費等補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第 4 条の規定により関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額

金 円

2 補助事業の目的

3 補助事業の内容

4 その他 (添付資料)

- | | |
|-----------|--------|
| (1) 収支予算書 | 別添のとおり |
| (2) 事業計画書 | 別添のとおり |
| (3) 所要額調書 | (別 紙) |

様式第2号

彩の国プラチナフェスティバル開催費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

公益財団法人 いきいき埼玉
理事長 様

埼玉県知事 印

年 月 日付け 第 号で申請のあった彩の国プラチナフェスティバル開催費等補助金については、下記のとおり交付する。

記

1 交付決定額

金 円

2 補助事業の内容

3 支払方法

概算払い

4 条 件

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更（知事が定める軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業により取得した備品については、当該補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

様式第3号

彩の国プラチナフェスティバル開催費等補助金実績報告書

第 号
年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

公益財団法人 いきいき埼玉
理事長

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた彩の国プラチナフェスティバルが完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称

2 交付決定額

金 円

3 補助事業の実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 補助事業の成果

5 その他(添付資料)

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 収支決算書(見込書) | 別添のとおり |
| (2) 事業報告書 | 別添のとおり |
| (3) 精算調書 | (別紙) |

別紙

彩の国プラチナフェスティバル開催費等補助金所要額調書

(単位：円)

区分	総事業費 A	収入見込額 B	差引額 C (A-B)	補助対象経費 D	県補助所要額 E (C又はDの少ない額)	備考

別紙

彩の国プラチナフェスティバル開催費等補助金精算調書

(単位：円)

区分	総事業費 A	収入額 B	差引額 C (A-B)	補助対象経費 D	交付決定額 E	差引過不足額 F (D-E)	備考